



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.11月 No.223
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

労働保険事務組合きずなの事業所様へ



● 労働保険料第2期分の納付ありがとうございました。

11月14日が国への納付日になります。お振込みにご協力いただきありがとうございました。
なお、3期分の納入通知書は12月に入りましたら順次送付いたします。納付期限は、1月31日となります。どうぞよろしくお願い致します。

— 助成金申請をお考えの事業所様へ —

各種助成金には受給する為に様々な要件があります。まずは早目に、担当にご相談下さい。事前に準備をしなければなりませんのでお気を付け下さい！！

社会保険加入の事業所様へ

● 冬期賞与の支給があればご連絡ください

賞与にも社会保険料はかかります。

年金事務所へ届出が必要ですので当事務所へご連絡ください。また、控除する社会保険料がご不明な場合は、こちらで金額を計算いたしますので、気軽にお問合せ下さい。

● 毎月の給与において昇給・降給がありましたらご連絡ください。標準報酬月額変更の手続きが必要な場合があります。

👉 毎年11月は「労働保険適用促進強化期間」です！！

- ◎ 労災保険（労災保険と雇用保険の総称）は、国が管理、運営している保険制度で、労災保険給付や失業等給付を通じた労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として重要な役割を担っております。
- ◎ 事業主や労働者の意思にかかわらず、原則として労働者を一人でも雇っていれば（アルバイトを含む）、事業主は、労働保険に加入し、労働保険料を納めなければなりません。
- ◎ 厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化月間」と定めて、労働保険制度を広く周知し未手続事業の解消に取り組んでいます。

労働保険未加入事業所様から相談があった場合、従業員を雇用しているのに労働保険に加入していない事業所様が身近にいる場合には、当事務所でご相談に乗ることも可能です。いつでもご連絡ください。